

○福岡県田川地区消防組合危険物の規制に関する規則

〔平成26年4月1日
組合規則第4号〕

改正 平成29年12月27日組合規則第13号

令和元年6月21日組合規則第7号

令和元年9月13日組合規則第10号

福岡県田川地区消防組合危険物等規制規則（平成13年組合規則第2号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）第3章、危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号。以下「政令」という。）及び危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号。以下「省令」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

（仮貯蔵又は仮取扱いの承認）

第2条 法第10条第1項ただし書の規定により危険物の仮の貯蔵又は取り扱いの承認を受けようとする者は、危険物／仮貯蔵／仮取扱／承認申請書（様式第1。以下「申請書」という。）に当該場所の案内図、配置図、構造図及び火災予防上必要なことに関する書類等を添えて消防長に申請しなければならない。

2 消防長は、前項の申請書の提出を受けた場合において、これを承認するときは、危険物／仮貯蔵／仮取扱／承認書（様式第2）を交付することによって行うものとし、承認しないときは、不許可等処分書（様式第3）を交付することによって行うものとする。

3 前項の危険物／仮貯蔵／仮取扱／承認書の交付を受けた者は、承認を受けた場所の見やすい場所に掲示板（様式第4）を掲げなければならない。

（製造所等の設置又は変更の許可）

第3条 法第11条第1項の規定により製造所、貯蔵所又は取扱所（以下「製造所等」という。）の設置の許可又は変更の許可を受けようとする者は、福岡県田川地区消防組合管理者（以下「管理者」という。）に省令第4条第1項又は第5条第1項に規定する申請書を提出しなければならない。

2 管理者は、法第11条第2項の規定による製造所等の設置又は変更を許可するときは、許可書（様式第5）を交付することによって行うものとし、許可しないときは、不許可等処分書を交付することによって行うものとする。

（仮使用の承認）

第4条 法第11条第5項ただし書の規定により製造所等の仮使用の承認を受けようとする者は、管理者に省令第5条の2に規定する申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、申請しなければならない。

- (1) 工事計画書
- (2) 仮使用の範囲及び工事に必要な範囲を示した図面
- (3) 消火設備配置に関する書類
- (4) その他火災予防上必要なことに関する書類等

2 管理者は、前項の申請書の提出を受けた場合において、火災予防上支障がないと認め承認するときは、仮使用承認書（様式第6）を交付することによって行うものとし、承認しないときは、不許可等処分書を交付することによって行うものとする。

3 前項の仮使用承認書の交付を受けた者は、完成検査終了までの間、当該製造所等の見やすい場所に、掲示板（様式第7）を掲げなければならない。

（製造所等の変更許可及び仮使用承認の同時申請）

第5条 法第11条第1項後段の規定により製造所等の変更の許可及び同条第5項ただし書の規定による製造所等の仮使用の承認を同時に申請しようとする者は、第3条第1項及び前条第1項の規定にかかわらず、省令第5条の3に規定する申請書によって行うことができる。

2 第3条第2項及び前条第2項の規定は、前項の規定による申請があった場合において準用する。

（特例適用の申請）

第6条 法第10条第4項に規定する技術上の基準について、政令第23条の規定により基準の特例の適用を受けようとする者は、製造所等の設置又は変更の許可申請書に添えて、危険物製造所等特例適用申請書（様式第8）を、管理者に提出しなければならない。

2 管理者は、前項の申請書の提出を受けた場合において、その内容を審査し、基準の特例を認めたときは、法第11条第2項の許可を与えるものとする。

（製造所等の完成検査前検査の申請等）

第7条 管理者は、政令第8条の2第6項の規定による申請があった場合において、法第10条第4項に規定する技術上の基準に適合していると認めたときは、基礎・地盤検査、溶接部検査及び岩盤タンク検査にあっては通知書（様式第9）を交付するもの（タンクの水張検査及び水圧検査については、タンク検査済証を交付）とし、技術上の基準に適合していないと認めたときは、基礎・地盤検査、溶接部検査及び岩盤タンク検査にあっては不合格通知書（様式第10）を、水張検査又は水圧検査については、不許可等処分書を交付するものとする。

（完成検査の不適合）

第8条 管理者は、法第11条第5項前段の規定による完成検査を行った結果、法第10条第4項の基準に適合しないと認めるときは、不許可等処分書を申請者に交付するものとする。

（製造所等の譲渡又は引渡の届出）

第9条 法第11条第6項後段の規定により製造所等の譲渡又は引渡の届出をしようとする者は、省令第7条に規定する届出書に譲渡又は引渡を受けた旨を証明する書類を添えて届け出なければならない。

（製造所等の廃止の届出）

第10条 法第12条の6の規定により製造所等の用途を廃止した者は、第3条又は5条の規定により交付を受けた許可書類、政令第8条第3項の規定により交付を受けた完成検査済証、第7条の規定により交付を受けた通知書、政令第8条の2第7項の規定により交付を受けたタンク検査済証（以下「許可等書類」という。）を省令第8条の規定によ

る届出書に添えて、管理者に提出しなければならない。ただし、当該製造所等の許可等書類を紛失した場合は、その理由書を添えて届け出なければならない。

(危険物保安監督者の選任届出の添付書類)

第11条 法第13条第2項の規定により危険物保安監督者の選任の届出をする者は、危険物取扱者免状の写し及び実務経験証明書（様式第11）を省令第48条の3の規定による届出書に添えて届け出なければならない。

(予防規程の認可等)

第12条 管理者は、法第14条の2第1項の規定による予防規程を認可するときは、予防規程認可書（様式第12）を交付することによって行うものとし、認可しないときは、不許可等処分書を交付することによって行うものとする。

(危険物等の収去)

第13条 消防職員は、法第16条の5第1項の規定により危険物又は危険物であることの疑いのある物を収去しようとするときは、危険物等収去書（様式第13）を危険物又は危険物であることの疑いのある物の所有者等に交付するものとする。

(許可の取り消し又は違反処理)

第14条 許可の取り消し又は違反処理は、福岡県田川地区消防組合火災予防等違反処理規定（令和元年9月3日訓令第3号）に基づき行うものとする。

(許可申請等の取下げ)

第15条 法、政令、省令及びこの規則に基づく申請等を取り下げようとするときは、管理者又は消防長に、許可申請等取下願書（様式第14）を提出しなければならない。

(許可書等の再交付の申請)

第16条 製造所等の所有者、管理者又は占有者（以下「所有者等」という。）は許可等書類（政令第8条第3項の規定により交付を受けた完成検査済証を除く。）を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、許可書等再交付申請書（様式第15）により管理者に再交付を申請することができる。

- 2 管理者は、前項の申請について理由があると認めたときは、許可等書類の再交付をするものとする。
- 3 許可等書類の汚損又は破損により再交付の申請をするときは、申請書に当該許可等書類を添付しなければならない。
- 4 許可等書類を亡失してその再交付を受けた者は、亡失した許可等書類を発見した場合は、速やかにこれを管理者に提出しなければならない。

(製造所等の休止又は再開の届出)

第17条 製造所等の所有者等は、製造所等の使用を3ヶ月以上休止しようとするとき、又は現に休止している製造所等の使用を再開しようとするときは、休止又は再開しようとする日の10日前までに、危険物製造所等使用休止／再開届出書（様式第16）を管理者に届け出なければならない。

(休止中の地下貯蔵タンク又は二重殻タンクの漏れの点検期間延長承認)

第18条 管理者は、省令第62条の5の2第2項ただし書の規定による地下貯蔵タンク又は二重殻タンクの強化プラスチック製の外殻の漏れの点検の期間の延長を承認するときは、休止中の地下貯蔵タンク又は二重殻タンクの漏れの点検期間延長承認書（様式第17）

を交付することによって行うものとし、承認しないときは、不許可等処分書を交付することによって行うものとする。

2 省令第 62 条の 5 の 2 第 2 項ただし書に規定する管理者が定める期間は、危険物の貯蔵及び取扱いを再開する日の前日までとする。

(休止中の地下埋設配管の漏れの点検期間延長承認)

第 19 条 管理者は、省令第 62 条の 5 の 3 第 2 項ただし書の規定による地下埋設配管の漏れの点検の期間の延長を承認するときは、休止中の地下埋設配管の漏れの点検期間延長承認書（様式第 18）を交付することによって行うものとし、承認しないときは、不許可等処分書を交付することによって行うものとする。

2 省令第 62 条の 5 の 3 第 2 項ただし書に規定する管理者が定める期間は、危険物の貯蔵及び取扱いを再開する日の前日までとする。

(設置者の氏名等の変更の届出)

第 20 条 製造所等の所有者等は、当該製造所等の設置者の政令第 6 条第 1 項第 1 号に掲げる事項を変更したときは、設置者の氏名等変更届出書（様式第 19）を管理者に届け出なければならない。

(製造所等の災害発生の届出)

第 21 条 製造所等の所有者等は、当該製造所等において火災、危険物の流出、爆発その他これらに類する事故が発生したときは、速やかに通報すると共に危険物製造所等災害発生届出書（様式第 20）を管理者に届け出なければならない。

(製造所等の軽微な変更工事及び火気使用工事の届出)

第 22 条 製造所等において、法第 11 条第 1 項の規定による変更許可を要しない軽微な変更工事をしようとする者は、工事を開始する日の 10 日前までに、危険物製造所等軽微な変更工事届出書（様式第 21）を管理者に届け出なければならない。ただし、工事の内容が極めて軽微であること又は保安上の問題を発生させない場合はこの限りでない。

2 前項ただし書の場合において、当該工事が溶接、溶断、その他の火気を使用し、又は火花を発生する器具を使用するときは、当該工事をしようとする者は、当該工事を開始する日の 10 日前までに、危険物製造所等火気使用工事届出書（様式第 22）を管理者に届け出なければならない。

(地下貯蔵タンク等の圧力点検実施結果の届出)

第 23 条 次の各号のいずれかに該当する製造所等（省令第 9 条の 2 で定める製造所等を除く。）の所有者等は、法第 14 条の 3 の 2 の規定により定期の点検として地下貯蔵タンク及びこれに接続する配管の圧力点検を行ったときは、地下貯蔵タンク等圧力点検実施結果届出書（様式第 23）を管理者に届け出なければならない。

- (1) 地下貯蔵タンクを有する製造所
- (2) 地下タンク貯蔵所
- (3) 地下貯蔵タンクを有する給油取扱所
- (4) 地下貯蔵タンクを有する一般取扱所

(地下貯蔵タンク等の在庫管理計画の届出)

第 24 条 製造所等の所有者等は、危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（平成 15 年総務省令第 143 号）附則第 3 項第 2 号に規定する届出をする場合は、地下貯蔵タ

ンク等の在庫管理及び危険物の漏えい時の措置に関する計画届出書（様式第24）を管理者に届け出なければならない。

（移動タンク貯蔵所常置場所の標識）

第25条 政令第15条第1項の規定による移動タンク貯蔵所の常置場所には、見やすい個所に移動タンク貯蔵所の常置場所である旨を表示した標識を掲げなければならない。

2 前項の標識は、次のとおりとする。

- (1) 標識は、幅0.3メートル以上、長さ0.6メートル以上の板であること。
- (2) 標識の色は、地を白色、文字を黒色とする。

（立入検査の証票）

第26条 法第16条の5第3項の規定による証票は、福岡県田川地区消防組合消防職員立入検査証に関する規則（昭和45年規則第4号）第2条に定める立入検査証をもってこれにあてる。

（書類の提出部数等）

第27条 この規則の規定により管理者又は消防長に提出する書類の提出部数は、それぞれ2部とする。

2 法、政令、省令又はこの規則の規定により管理者に提出する書類は、消防長を経由して提出しなければならない。

3 管理者は、法、政令、省令又はこの規則の規定による届出書を受理した場合は、その1部に届出済印（様式第25）を押印して届出者に交付する。

（委任）

第28条 この規則の施行について必要な事項は、消防長が定める。

附 則（平成26年組合規則第4号）

（施行期日）

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、現に存する改正前の福岡県田川地区消防組合危険物規制規則の規定による用紙は、当分の間これを使用することができる。

附 則（令和元年組合規則第7号）

この規則は、令和元年7月1日から施行する。

様式第1（第2条関係）

危険物 仮貯蔵 承認申請書
仮取扱い

年 月 日

様

申 請 者

住 所

氏 名

(印)

設置者	住 所	電話	
	氏 名		
仮貯蔵又は仮取扱い場所			
仮貯蔵又は仮取扱い場所の地域別	防 火 地 域 の 別	用 途 地 域 の 別	
危険物の類、品名、最大数量	指定数量の倍		
位置、構造設備の概要			
仮貯蔵又は仮取扱いの方法			
消防用設備の概要			
仮貯蔵又は仮取扱いの期間	年 月 日 から		年 月 日まで
その他必要事項			
※ 受付欄		※ 経過欄	※ 手数料欄
		承認年月日 承認番号	

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

- 2 申請書に仮貯蔵又は仮取扱いに係る位置、構造及び設備の図面を添付すること。
- 3 法人にあっては、その名称、代表者名、主たる事業所の所在地を記入すること。
- 4 ※印の欄は記入しないこと。

承 認 書

住 所

氏 名 様

年 月 日 付けで申請のあった
第10条第1項ただし書の規定により承認します。

年 月 日

田川地区消防本部

消防長 印

様式第3（第2条、3条、4条、7条、8条、12条、18条、19条関係）

田消本危指 第 号
年 月 日

住 所

氏 名 様

印

不 許 可 等 処 分 書

年 月 日付で申請のあった の
については、下記とおり します。

記

教 示

この処分に不服のある場合は、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に に対して行政不服審査法による をすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6箇月以内に、 を被告として提起することができます。

ただし、この処分について不服申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その不服申立てに対する裁決又は決定があったことを知った日の翌日から起算して 6箇月以内に提起することができます。

様式第4（第2条関係）

消防法による危険物 仮貯蔵 所 仮取扱		25 cm 以上
承認年月日番号	年 月 日 田消本危指第 号	
危険物の類、 品名、最大数量	指定数量の 倍	
期 間	年 月 日から 年 月 日まで	
承認行政庁名	田川地区消防本部 消防長	

35 cm以上

許可書

住 所

氏 名 様

設 置 場 所

製 造 所 等 の 別

危険物の種類品名

及 び 最 大 数 量

位置構造及び設備 別紙申請書記載のとおり

年 月 日 付けて申請のあった危険物 所
の については、消防法第 11 条第 2 項の規定により許可しま
す。

年 月 日

福岡県田川地区消防組合

管 理 者

印

承 認 書

住 所

氏 名 様

設 置 場 所

年 月 日 付けで申請のあった上記危険物 所の仮使用
に

については、消防法第11条第5項ただし書の規定により承認します。

年 月 日

福岡県田川地区消防組合

管 理 者 印

様式第7（第4条関係）

消防法による仮使用承認済	
製造所等の別	
承認年月日番号	田消本危指第 号 年 月 日
承認行政庁名	福岡県田川地区消防組合 管理者

25cm
以上

35cm以上

様式第8（第6条関係）

危険物製造所等特例適用申請書

年月日

様

申請者

住所

氏名

(印)

設置者	住所	電話	
	氏名		
設置場所			
製造所等の別		貯蔵所又は取扱の区分	
申請事項			
申請の理由			
特例適用を受けるための措置又は基準と同等以上の効力を有すると認められる位置、構造及び設備			
その他必要な事項			
※受付欄		※経過欄	

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 法人にあっては、その名称、代表者名、主たる事業所の所在地を記入すること。

3 ※印の欄は記入しないこと。

様式第9（第7条関係）

田消本危指 第 号
年 月 日

住 所

氏 名 様

福岡県田川地区消防組合
管理者 (印)

通 知 書

年 月 日付けで申請のあった液体危険物タンクの完成検査前検査については、危険物の規制に関する政令第11条第1項の屋外タンク貯蔵所の技術上の基準に適合しているので、同令第8条の2第7項の規定により通知します。

様式第10（第7条関係）

田消本危指 第 号
年 月 日

住 所

氏 名 様

福岡県田川地区消防組合
管理者 (印)

不 合 格 通 知 書

年 月 日付けで申請のあった液体危険物タンクの完成検査前検査については、危険物の規制に関する政令11条第1項の屋外タンク貯蔵所の技術上の基準に適合していないので通知します。

不適合事項

教 示

この処分に不服のある場合は、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に福岡県田川地区消防組合管理者に対して行政不服審査法による異議申立てすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、福岡県田川地区消防組合を被告として（訴訟において田川地区消防組合を代表する者は、福岡県田川地区消防組合管理者となる。）提起することができます。

ただし、この処分について不服申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する裁決又は決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

（日本産業規格A4）

実務経験証明書

氏名	(年月日生)			
取扱った危険物	類別	第類	品名	
取扱った期間	年月日から年月日まで (年ヶ月)			
製造所等の区分 (該当するものを○で囲むこと)	製造所・貯蔵所・取扱所			
上記のとおり相違ないことを証明します。 証明年月日 年月日 事業所名 所在地 証明者 職名 氏名 印 電話 ()				

(日本産業規格A4)

予 防 規 程 認 可 書

住 所

氏 名 様

設 置 場 所

製造所等の別

設置許可年月日及び許可番号 年 月 日
第 号

年 月 日 付けで申請のあった危険物 所の予防規程 () に
については、消防法第 14 条の 2 第 1 項の規定により認可します。

年 月 日

福岡県田川地区消防組合

管理者 印

様式第 13 (第 13 条関係)

田消本危指 第 号
年 月 日

様

収去者

階 級

氏 名

(印)

危 險 物 等 収 去 書

消防法第 16 条の 5 第 1 項の規定に基づき危険物又は危険物であることの疑いのある物を収去します。

収 去 日 時	年 月 日
収 去 場 所	
収去物件の所有者、 管理者又は占有者 の住 所 及 び 氏 名	住 所 氏 名
収 去 の 目 的 及 び 収 去 後 の 处 理	
収 去 す る 危 険 物 の 品 名 及 び 数 量	
そ の 他 参 考 事 項	

(日本産業規格 A4)

様式第14(第15条関係)

許可申請等取下願書

年月日

様

届出者

住所

氏名

(印)

申請を取下げる 許可等の別			
設置場所			
製造所等の別		貯蔵所又は 取扱所の区分	
受付年月日	年月日	受付番号	第号
許可年月日	年月日	許可番号	第号
取下げの理由			
その他必要事項			
※受付欄	※経過欄		

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 法人にあっては、その名称、代表者名、主たる事業所の所在地を記入すること。

3 ※印の欄は記入しないこと。

様式第15(第16条関係)

許可書等再交付申請書

年月日

様

申請者

住所氏名

(印)

設置者	住所	電話	
	氏名		
設置場所 又は常置場所			
製造所等の別		貯蔵所又は 取扱所の区分	
設置又は変更の 許可年月日	年月日	許可又は変更の 番号	第号
タンク検査年月日	年月日	タンク検査番号	第号
再交付を申請する 許可書等の別			
再交付を申請する 理由			
その他必要な事項			
※受付欄		※経過欄	

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

- 2 法人にあっては、その名称、代表者名、主たる事業所の所在地を記入すること。
- 3 ※印の欄は記入しないこと。

様式第 16 (第 17 条関係)

危険物製造所等使用 休止届出書
再開

年 月 日			
様			
申 請 者			
<u>住 所</u>			
氏 名 (印)			
設 置 者	住 所	電話	
	氏 名		
設 置 場 所			
製 造 所 等 の 別		貯 藏 所 又 は 取 扱 所 の 区 分	
設 置 許 可 年 月 日	年 月 日	許 可 番 号	第 号
危 険 物 の 類 、 品 名 、 最 大 数 量	指 定 数 量 の 倍		
休 止 の 期 間 又 は 再 開 の 期 日			
休 止 の 理 由 再 開			
そ の 他 必 要 な 事 項			
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 2 法人にあっては、その名称、代表者名、主たる事業所の所在地を記入すること。
 3 ※印の欄は記入しないこと。

休止中の地下貯蔵タンク又は二重殻タンクの漏れの点検期間延長承認書

住 所

氏 名 様

設 置 場 所

年 月 日 付けで申請のあった上記危険物 所の
地下貯蔵タンク又は二重殻タンクの漏れの点検の期間の延長については、危険物の規制に
関する規則第 62 条の 5 の 2 第 2 項ただし書の規定により承認します。

年 月 日

福岡県田川地区消防組合

管 理 者 (印)

休止中の地下埋設配管の漏れの点検期間延長承認書

住 所

氏 名 様

設 置 場 所

年 月 日 付けで申請のあった上記危険物 所の
地下埋設配管の漏れの点検期間延長については、危険物の規制に関する規則第 62 条
の 5 の 3 第 2 項ただし書の規定により承認します。

年 月 日

福岡県田川地区消防組合

管理者

印

様式第19(第20条関係)

設置者の氏名等変更届出書

年月日

様

申請者

住所

氏名

(印)

設置者	住所	電話	
	氏名		
設置場所			
製造所等の別		貯蔵所又は取扱所の区分	
設置許可年月日		年月日	許可番号
変更前	住所		
	名称		
	氏名		
変更後	住所		
	名称		
	氏名		
変更年月日		年月日	
変更理由			
その他必要な事項			
※受付欄		※経過欄	

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

- 2 法人にあっては、その名称、代表者名、主たる事業所の所在地を記入すること。
- 3 ※印の欄は記入しないこと。

様式第20(第21条関係)

危険物製造所等災害発生届出書

年　月　日			
様			
申　請　者			
<u>住　所</u>			
<u>氏　名</u> 印			
設 置 者	住　所	電話	
	氏　名		
設　置　場　所			
製　造　所　等　の　別		貯　藏　所　又　は 取　扱　所　の　区　分	
設　置　許　可　年　月　日	年　月　日	許　可　番　号	第　　　号
危　険　物　の　類　、 品　名　、最　大　数　量	指　定　数　量　の　倍		
事　故　発　生　日　時	年　月　日	時　　分　頃	
事　故　発　生　の 原　因　及　び　概　況			
処　置　状　況			
被　害　状　況			
その　他　必　要　な　事　項			
※ 受　付　欄		※ 経　過　欄	

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

- 2 法人にあっては、その名称、代表者名、主たる事業所の所在地を記入すること。
- 3 ※印の欄は記入しないこと。

様式第21(第22条関係)

危険物製造所等軽微な変更工事届出書

年　月　日			
様			
申　請　者			
<u>住　所</u>			
氏　名 印			
設 置 者	住　所	電話	
	氏　名		
設　置　場　所			
製　造　所　等　の　別		貯　蔵　所　又　は 取　扱　所　の　区　分	
設　置　許　可　年　月　日		年　月　日	許　可　番　号
危　険　物　の　類　、 品　名　、最　大　数　量		指　定　数　量　の　倍	
工　事　の　概　要			
工　事　の　期　間		年　月　日　から　年　月　日まで (　日間)	
その他必要な事項			
※ 受　付　欄		※ 経　過　欄	

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

- 2 法人にあっては、その名称、代表者名、主たる事業所の所在地を記入すること。
- 3 ※印の欄は記入しないこと。

様式第22(第22条関係)

危険物製造所等火気使用工事届出書

年月日

様

申請者

住 所氏 名

(印)

設置者	住 所	電話	
	氏 名		
設 置 場 所			
製 造 所 等 の 別		貯 藏 所 又 は 取 扱 所 の 区 分	
設置許可年月日		年 月 日	許 可 番 号
危険物の類、 品名、最大数量		指定数量の 倍	
工事の内容及び 火気使用器具等			
火災予防上の措置			
工 事 期 間		年 月 日 から 年 月 日まで (日間)	
その他必要事項			
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄	

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 法人にあっては、その名称、代表者名、主たる事業所の所在地を記入すること。

3 ※印の欄は記入しないこと。

様式第23(第23条関係)

地下貯蔵タンク等圧力点検実施結果届出書

年　月　日			
様			
申　請　者			
<u>住　所</u>			
<u>氏　名</u> (印)			
設 置 者	住　所	電話	
	氏　名		
設　置　場　所			
事　業　所　名			
製　造　所　等　の　別		貯　蔵　所　又　は 取　扱　所　の　区　分	
設置許可年月日		年　月　日	許　可　番　号
点　検　年　月　日		年　月　日	異　常　の　有　無
異　常　個　所			
点　検　方　法		1 ガス加圧法 3 減圧法 5 微減圧法	2 液体加圧法 4 微加圧法 6 その他の方()
点　検 事業者	住　所	電話	
	事業者名		
※ 受　付　欄		※ 経　過　欄	

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

- 2 法人にあっては、その名称、代表者名、主たる事業所の所在地を記入すること。
- 3 点検事業者において作成した地下貯蔵タンク等定期点検実施結果報告書を添付すること。
- 4 ※印の欄は記入しないこと。

様式第24(第24条関係)

地下貯蔵タンク等の在庫管理及び危険物の漏えい時の措置に関する計画届出書

年　月　日			
様			
申　請　者			
<u>住　所</u>			
<u>氏　名</u> 印			
設 置 者	住　所	電話	
	氏　名		
設　置　場　所			
製　造　所　等　の　別		貯蔵所又は取扱所の区分	
設　置　許　可　年　月　日		年　月　日	許　可　番　号
危　險　物　の　類　、 品　名　・　最　大　数　量		指定数量の　倍	
在庫管理に従事する者の職務及び組織			
在庫管理に従事する者に対する教育			
在　庫　管　理　の　方　法			
危険物の漏れが確認された場合に取るべき措置			
その　他　必　要　な　事　項			
※ 受　付　欄		※ 経　過　欄	

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

- 2 法人にあっては、その名称、代表者名、主たる事業所の所在地を記入すること。
- 3 ※印の欄は記入しないこと。

様式第 25 (第 27 条関係)

